

山形歯科専門学校図書室管理運営規則

平成30年3月14日制定

(目的)

第1条 この規則は、山形歯科専門学校図書室（以下「学校図書室」という。）の蔵書・視聴覚教材・雑誌及び資料（以下「図書・資料」という。）の収集・管理並びに利用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(図書・資料の定義)

第2条 この規則において、図書・資料とは、現在山形歯科専門学校（以下「本校」という。）が所有しているもののほか、本校が購入、作成、寄贈等によって入手し管理するものをいう。

(学校図書室運営検討委員会の設置)

第3条 学校図書室の管理運営や利用促進にかかる制度・方法等の検討を行う機関として、学校図書室運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 構成は、校長・副校長・副科長・事務長・教務主任・担当教務等とし、加えて、本校講師を代表して教養科目と専門科目の担当講師から各1名を委嘱する。
- 3 委員会に委員長をおく。委員長は、学校図書室長（以下「図書室長」という。）として図書室運営を統括する。
- 4 委員会は委員長が招集し、委員長は必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 委員会は常設とし、原則として年間2回以上開催する。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、上記第3条第1項に示す目的のため、次の事項を協議する。

- (1) 図書・資料の購入選択
- (2) 図書・資料の管理・保管の方法等
- (3) 図書室利用者の選定と管理方法
- (4) 図書・資料の閲覧と貸し出し方法
- (5) 図書室の利用促進の方策
- (6) PC等情報機器の利用と学習環境の整備策

(図書・資料の管理)

第5条 図書・資料は図書目録に登録し、分類整理して管理する。

- 2 学校図書室には担当教務を配置し、図書・資料の日常的な整理や利用者の対応等にあたるものとするが、必要に応じて司書による分類整理を行い、管理する。
- 3 図書・資料はデータベース化し、管理や利用の便を図る。
- 4 寄贈の蔵書等については、篤志を記念するために寄贈者名を当該の図書・資料に記載する。また、多数の場合は寄贈者名を付した文庫を設けることができる。

(利用者)

第6条 図書・資料を利用できるのは次の者とする。

- (1) 本校の学生並びに教職員
- (2) 山形県歯科医師会（以下「本会」という。）会員
- (3) 本校同窓会会員
- (4) 前記各号に掲げる者のほか、図書室長が許可した者

（図書・資料の閲覧）

第7条 図書・資料の閲覧については次の事項を遵守する。

- (1) 図書・資料の閲覧や自学習をする場合は本人確認を受けること。
- (2) 図書室内閲覧コーナーで閲覧すること。
- (3) 閲覧終了後は確実に所定のところへ返納すること。
- (4) 閲覧中は静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (5) 図書・資料は丁寧に扱い、破損、汚染を生じた場合には担当教務に報告し、指示に従うこと。

（図書・資料の貸し出し）

第8条 禁帯出のものを除く図書・資料の貸し出しについては次の事項を遵守する。

- (1) 貸し出し申請の際には本人確認を受けること。
- (2) 貸し出し可能な図書・資料は1人5部を限度とすること。
- (3) 図書・資料を他人に転貸しないこと。
- (4) 貸出期間内に必ず返納すること。
- (5) 図書・資料は丁寧に扱い、破損、汚染を生じた場合には担当教務に報告し、指示に従うこと。
- (6) 貸出図書・資料を紛失した場合には直ちに図書室長あてに書面で届け出を行い、指示に従うこと。

2 その他、貸し出しの具体的な事柄については別に定める。

（PC等情報機器の利用）

第9条 学校図書室内のPC等情報機器の使用については、次の事項を遵守する。

- (1) 入室の本人確認を受け、担当教務から機器使用の許可を得ること。
- (2) 機器の取り扱いは慎重に行い、毀損等がないように注意すること。
- (3) グループでの使用の際は、他の者の迷惑にならないように配慮すること。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が本会理事会に提案し、承認を得て決定するものとする。

（雑則）

第11条 この規則に定めのない事項については、本校教育運営委員会の議を経て本会理事会において決定する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

令和4年度 学校図書室運営検討委員会名簿

委員	黒 江 敏 史 ＜専門科目講師代表＞
委員	高 野 昌 二 ＜教養科目講師代表＞
委員	大 貫 英 一 ＜校長＞
委員長	永 田 一 樹 ＜副校長＞
副委員長	横 山 祐 子 ＜副科長＞
委員	鈴 木 淳 ＜事務長＞
委員	結 城 泉 ＜教務主任＞
委員	舟 橋 良 子 ＜教務＞